

## 第 398 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 12 月 16 日 14 時 00 分～16 時 40 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 1 階 第 1 会議室
3. 通知年月日 令和 7 年 12 月 2 日
4. 告示年月日 令和 7 年 12 月 2 日
5. 出席者  
(委 員) 二宮 昌彦、船津 博也、豊田 功己、植木 忠勝、阿比留 和秀、  
神田 満男、松尾 裕隆  
(事務局) 坂口事務局長、市山事務局次長、阪口係長  
( 県 ) 漁業振興課 本多係長、対馬振興局水産課 野垣技師、平間主事
6. 欠席者 部原 政夫、宮崎 義則、曾場尾 雅宏
7. 傍聴者 なし
8. 議 題  
第 1 号議案 対馬海区漁場計画の変更 (案) について (諮問)  
第 2 号議案 対区第 1309 号及び対区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養  
殖業に付加された条件の変更について (諮問)  
第 3 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)  
第 4 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)  
第 5 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定につ  
いて (諮問)  
第 6 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」  
の発出について  
第 7 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁  
者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りに係る遊漁案内行為の  
禁止」の発出について  
第 8 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更につ  
いて (諮問)
9. その他
10. 議 事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 398 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、植木会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、部原委員、宮崎委員、曾場尾委員から欠席の連絡があっておりますが、定員 10 名中、7 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

本日は、第 4 号議案、第 5 号議案、第 8 号議案、その他 (1)、(2) を説明するため漁業振興課から、第 1 号議案から第 3 号議案を説明するため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介いたします。

漁業振興課 本多係長でございます。対馬振興局水産課 野垣技師でございます。平間主事でございます。

会 長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「神田委員」と「豊田委員」にお願いします。

会 長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案 対馬海区漁場計画の変更（案）について（諮問）

第2号議案 対区第1309号及び対区第1310号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）

第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第6号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出について

第7号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りに係る遊漁案内行為の禁止」の発出について

第8号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

その他

となっております。

それでは、第1号議案「対馬海区漁場計画の変更（案）について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。

（諮問文朗読）

なお、内容については、対馬振興局水産課の担当が説明します。

（局水産課より概要説明）

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

阿比留委員

対区第4037号は廃止となるということですか。

野垣技師

その通りです。

阿比留委員

わかりました。

事務局

質疑の途中ですが、14時15分になりました。

会 長 公聴会の開催時刻になりましたので、ここで委員会を休会し、公聴会を開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、委員会を休会します。  
(委員会休会 14 時 15 分)  
(委員会再開 14 時 17 分)

会 長 委員会を再開します。他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見なし)

事務局 14 時 25 分となりました。

会 長 公聴会の終了時刻となりましたので、委員会を休会します。  
(委員会休会 14 時 25 分)

(委員会再開 14 時 27 分)

会 長 委員会を再開します。他にご意見等ございませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見等ないようですので、第 1 号議案「対馬海区漁場計画の変更(案)について(諮問)」は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。  
続きまして、第 2 号議案「対区第 1309 号及び対区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について(諮問)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
(諮問文朗読)  
なお、内容については、対馬振興局水産課の担当が説明します。  
(局水産課より概要説明)

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

松尾委員 行使者のうちの一者が対区第 1310 号から対区第 1309 号に尾数を移動するとのことですが、移動元の 1310 号でも引き続き養殖を行うのですか、そ

れとも 1310 号に尾数は残さず、1309 号で一括して養殖するのですか、教えてください。

事務局 質疑の途中ですが、14 時 35 分になりました。

会 長 意見の聴取の開催時刻になりましたので、ここで委員会を休会し、意見の聴取を開催したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、委員会を休会します。  
(委員会休会 14 時 35 分)  
(委員会再開 14 時 37 分)

会 長 委員会を再開します。質疑を続けてください。

事務局 対区第 1309 号で一括して養殖を行うと聞いております。

松尾委員 わかりました。

会 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 (意見なし)

事務局 質疑の途中ですが、14 時 45 分になりました。

会 長 意見の聴取の終了時刻となりましたので、委員会を休会します。  
(委員会休会 14 時 45 分)

(委員会再開 14 時 47 分)

会 長 委員会を再開します。他にご意見等ございませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見等ないようですので、第 2 号議案「対区第 1309 号及び対区第 1310 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）」については、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第 2 号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第 3 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。  
(諮問文朗読)  
なお、内容については、対馬振興局水産課の担当が説明します。  
(局水産課より概要説明)

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 (意見なし)

会長 ご意見等ないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」の採決をします。  
まず11月13日付けで諮問のありました、「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会長 次に11月19日付けで諮問のありました「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会長 ご異議ないようですので、第3号議案については、原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。  
続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。  
(諮問文朗読)  
なお、内容については、漁業振興課の担当が説明します。  
  
(漁業振興課より、概要説明)

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

神田委員 これはするめいかの鮮魚出荷はできないということですか。

本多係長

配分当初の枠が少ないことや、事前の意見交換や七海区会長会の中で、神田委員のおっしゃる通り、生餌用に限るという運用でご了承をいただきました。

ただ、繰り返しになりますが、今後の漁獲状況を踏まえ見直すこととしております。この件については1月の下旬に、再度関係する団体であったり、七海区会長会を開催していただいて、するめいかの来遊状況や他県からの融通の見通しが見えてくるので、このタイミングでするめいかの鮮魚出荷が認められるか議論していきたいと考えています。

二宮委員

餌用だけで、鮮魚出荷は認められないということですか？

本多係長

はい。餌用だけです。販売は認めないということです。

二宮委員

七海区で決めたと言っていました、5 t以上の船の意見は全然反映されていないということですか？

本多係長

対馬、壱岐のいか釣り協議会の方達との事前の意見照会の中で、鮮魚船が操業できるようにという意見は当然ありました。ただ、色々な地区、業界の関係者との意見交換会を通じて、運用の当初は「まずは餌釣り」に限って、進めるというところでご了承いただいたという、経緯がありますので、これで進めさせていただきたいと考えております。

二宮委員

餌取りという名目で、出漁して鮮魚出荷しても良いのですか。

本多係長

こちらは試験操業という特殊な操業形態であること、また配分当初の枠が少ないことを踏まえて、その日で使う操業の餌としてのみ採捕したするめいかを利用することを想定しています。

二宮委員

採捕停止命令の対象となったのは5 t以上のいか釣り船ですよね。その船の意見を聴かないといけないのではないですか。意見が反映されていないと考えます。

本多係長

採捕停止命令の対象となっている5 t以上のいか釣り船に配慮をするのは必要と考えています。一方で、北海道方式を行うに当たって、採捕停止の対象となっていなかった定置漁業が採捕停止となるリスクを負って、ご了承いただいている。

事前の意見交換や七海区会長会の中で、生餌用に限るという運用でご了承をいただいているところです。また、繰り返しになりますが、1月の下旬に、再度関係する団体であったり、七海区会長会を開催していただいて、状況が許すようであれば、鮮魚出荷が認められることになるので、議論していきたいと考えています。

今の時点で、鮮魚出荷を全否定しているわけではなくて、一定の可能性を残しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

二宮委員

当初配分の250 tを餌用だけで消化できると思いますか？

- 本多係長 現実的に申しますと、昨年度は多くて1隻当たり10杯程度しか釣れなかったと聞いています。今年は漁模様が改善していて、100杯程度は見込めると換算しても、20kg程度しかありません。繰り返しになりますが、このエサ取りに限定する運用は、あくまでも当初の運用です。この運用で固定するのではなくて、チャンスがあれば、鮮魚出荷できるよう変えていきたい。
- 神田委員 延縄用の餌に使うのはわかります。ただ、対馬の場合は、いか釣り漁業者が一番多い。その人たちが操業できず、出荷出来ないというのは大きな問題です。当初配分が少ないのであれば、一人当たり何kgと制限を付けるならまだわかります。最初から鮮魚出荷がだめとなれば、大きな問題となります。こんなことが七海区で決まったことがおかしい。
- 二宮委員 この件について、会長は七海区会長会で対馬の現状は言わなかったのですか。
- 会 長 多数決で決める内容でした。このまま決まれば、「私一人では対馬にいるいか釣り船何百隻の問題は解決できませんよ」と言った。多数決だったので、どうにもなりません。鮮魚出荷できる可能性があるとの説明もあったので、渋々帰ってきました。その辺りについては、県もしっかりしてくれると思いますし、また、今後も追加配分が来る可能性も0ではないので了解をしました。いか釣りの人たちも腹立たしいと思うけれども、今後、県は鮮魚出荷ができるよう進めていってくれると私は理解し、帰ってきました。
- 二宮委員 厳原町漁協の場合は、定置漁業者は自分たちは欲しいけれど「5t以上に釣らせてあげたい」と言って、定置漁業分を渡す形で意見がまとまりました。この運用は5t以上のいか釣り船の意見が反映されていません。
- 本多係長 繰り返しになるが、まずは餌から…
- 二宮委員 それは100%その運用になるのですか？
- 本多係長 鮮魚出荷の可能性については、現時点ではお約束はできないが、ただ県としては、融通できる団体には下話は既にしているし、関係団体、定置であったり、七海区会長会についても、1月の鮮魚出荷について前向きな姿勢を示してもらっている。  
県としてもしっかり動いていきたいと考えているので、まずは生き餌のみの運用についてご理解いただきたい。
- 二宮委員 厳原町漁協にいるいか釣り船はわずかですが、豊玉町漁協、美津島町漁協、峰町東部漁協はかなりの隻数がいて、かつ、それを本業にしている人が多い。全く意見が反映されていない取り組みをされているのであれば、どうしますか？大変なことになりますよ。
- 会 長 追加配分がなされるのは来年の1月のいつくらいになりそうでしょうか。

本多係長 まず、試験操業の開始は年明けのできるだけ早いタイミングで出来るよう調整をしているところです。全漁協に対して、今週を目途にご案内をする。来週に説明会を開催しようと考えています。

豊田委員 4.9t はだめなのですか。

本多係長 4.9t のいか釣り船は定置・5t 未満釣等の枠に入ります。そのため、採捕停止の対象となっていません。残枠 440.5t の中で操業してもらうこととなります。

豊田委員 3t も 4.9t も 5t 以上も設備は変わりません。だから、平等性に欠ける。小さい船も大きい船も一緒にしてもらいたいです。

本多係長 今、採捕停止がかかっているのが「小型するめいか釣り漁業」という区分です。これは5t 以上でラインが引かれています。確かに5トン位の船と、3-4トンの船は中々規模的に変わりはないのですが、制度上線引きがされています。

豊田委員 その線引き自体を水産庁に文句を言わないといけなんでしょう。同じ漁師でしょう。一人の日本人でしょう。今の日本の法律に合わないとは思っています。

本多係長 法が想定しているのはおそらく19t の専門用の船舶ではないかと考えます。一方で、5t 前後の船舶については規模、装備はあまり差がない、公平性に欠けるとのご意見がありましたので、議事録に残して、水産庁へ伝えたいと思います。

松尾委員 生餌に使う量については調査をしましたか。

本多係長 短い時間であったため、実際の調査はできていないのが現状です。ただ、皆さんの漁模様を確認すると100杯/人・日くらいであり、それに実稼働をかけて、どれだけ多く使ったとしても100t くらいと考えている。

松尾委員 期間は？

本多係長 1～3月です。

松尾委員 それではあと150t は余るのではないですか。

本多係長 県としては、七海区会長会や定置協に必要な最低限の量の案と等量割する案を諮ってもらい、等量割が支持を受けたため、進んでいるところです。

会 長 長崎県の中でも漁業種類があり、対馬は漁船漁業、いか釣り漁業者が多いが、他の地域は少ない。そのため、多数決で決まるとこのような形になっています。

松尾委員

生餌を優先するには積算が甘いという気がします。

会 長

壱岐と対馬の縄漁業者が一番使うとっていて、私も計算してみて、1～3月までに100t前後あれば足りと考えています。残りの150tについては、いか釣り専業の人たちに融通してあげても良いのではないのでしょうか。定置や5t未満の漁業者は時化で操業しないと思います。「うちは3級船ばかりだから、うちの漁協の枠は上げますよ」と言った壱岐の組合長もいました。

神田委員

運用開始当初を今月末にするとか、漁獲状況を見て、1月開始早々に漁業者の意見を聴くとか言ったことをしない限り、いか釣り漁業者の理解は得られないでしょう。

二宮委員

その通り。神田委員の意見と同じになるのですが、このような詳細な会合を事前に対馬で協議をしておき、七海区会長会へ望めばいいわけですよ。ここで、決定したことを話されても、先に進まない。詳細な話は対馬ではしていないでしょう。

本多係長

一週間という短い期間の中でしたので、対応を絞りました。まず、離島の組合長会の皆さん、壱岐いか協、対馬いか協の会員さんと話をさせてもらったところ。「関係者全員と意見交換ができたのか」と言われると、そういうわけではありません。しかし、県としては、出来る限り、意見交換をさせてもらってこういった議論になったということで、ご了承をいただきたい。

そして、試験操業の取り組みを行うため、漁業調整委員会に諮問させてもらっている。どんなに最短でやっても1月の中旬からしか、試験操業を動かさないところです。

試験操業が動いた中での、漁獲状況を確認して、それを元に皆さんと議論して、枠の切り崩し方の見直しをするというのが、今できうる最短の方法と考えています。

松尾委員

今、5t未満の船に試験操業をしてもらった方がよいのではないかと。

本多係長

あくまでも、5t以上のいか釣り船に採捕をしてもらうために、資源管理方針を変更して、試験操業という枠組みの中で操業してもらうこととなります。用船の事務に時間がかかるから、1月までかかるというわけではなく。法定手続きにどうしても12月いっぱいかかり、最短で1月スタートになるところになります。

松尾委員

なぜ、こんなに時間がかかるのですか。

本多係長

まず、県の資源管理方針を変更しないことには、この試験操業が出来ません。どうしても、手続き上、県内漁業調整委員会の答申が必要であり、開催スケジュールがすでに決まっていたためです。

松尾委員 だったら、5 t未満の船に試験的にある程度の操業をさせて、実績を見る  
ことができたのではないですか。

本多係長 今回の漁模様も大事なポイントではあるのですが、本県のするめいかの盛  
漁期が1月以降であるため、その漁模様を見て定置漁業への影響を確認  
します。また、融通の状況が1月になったら見えてくるといった理由から、  
見直しの時期を1月に構えているところです。最近は4～6月に漁獲があ  
っているところですが、長い期間で見ると1～3月が盛漁期となります。  
特に令和2年は2～3月が盛漁期と考えられます。だから、1月の漁模様  
を見て、判断するというのが、皆さんにご了承をいただいているので、1  
月が最短になると考えています。

松尾委員 令和2、3年は何年も前じゃないですか。そのデータで、盛漁期といえ  
るのですか。

本多係長 この見解は県だけの判断ではなくて、色々な関係者と話をしていく中で、  
1～3月の漁模様は注視すべきという意見を元に、検討していますので、  
ご理解いただけたらと思います。

松尾委員 ここ2年獲れていないだけで、1～3月を盛漁期とするのは、何か変な  
気がします。そんなことよりも、早く実績を作った方がよいのではないで  
しょうか。

本多係長 するめいか釣り漁業だけではなく、他の漁業や定置漁業にもするめいか  
が入る定置漁業については、網に入ってしまうと中々放流が難しいことが  
ありますので、定置漁業には一定の配慮が必要と考えています。県として  
も、5 t以上のいか釣り船に一日でも早く、操業してほしいと考えている  
のですが、定置漁業への影響等も考えると、事前に了承を得た1月下旬見  
直しですが、今のところ最短のスケジュールとなると考えています。

松尾委員 何だか釈然としない説明だと、私は思います。

事務局 事務局から当局に確認したいのですが、これはするめいかの管理・運用  
は、ここで審議する話ではないということではないでしょうか。

本多係長 はい。

事務局 管理・運用の話は、前段階の説明でやっているだけですよね。

本多係長 はい。私の説明が悪かったのですが、今回、答申をいただく内容は長崎  
県資源管理方針の変更の内容についてです。経過や県の中での運用の話は  
切り分けて、ご議論いただきたい。

事務局 諮問内容としては、5 t以上のいか釣り船が採捕停止になっているのを、  
採捕できるようにするには「現行水準」という管理方法を変えなければい  
けないということですよ。

本多係長　　そういうことになります。

二宮委員　　この後、議論をしていかなければいけないということですか。

事務局長　　管理・運用の話は、この場で決めることではないということです。

二宮委員　　決定したという形で話があったから、意見をしました。わかりました。

会　長　　県の方針としては、そのような形で進めるということでご理解いただいてよいでしょうか。

松尾委員　　はい。この話とは違って、もう一点。今回の変更の中に定型的な数値の年度更新が入っていますが、毎回変えなくても良いような文章にできないのでしょうか。

本多係長　　これまで漁業の状況を表す方法として統計値がわかりやすい表現であるということで、このような記載になっていましたが、確かにどうしても、その都度、その都度更新が必要になります。書きぶりについては勉強させてもらいます。

事務局長　　おそらく、5年に一度だと思っんですよ。毎年更新しているわけではないと思います。

会　長　　するめいかも特定水産資源に入るという理解でよいですか。

本多係長　　はい。

会　長　　するめいかも県知事枠のようなものを設定するべきじゃないかと思うのですが。

本多係長　　今回、小型するめいか釣りが採捕停止になった経緯は、都道府県事でなく、一括で漁獲可能量が設定されており、太平洋側で先に大量漁獲があったため、日本海側、九州がその影響を受けたものです。地区割をしないといけないのではないかと考えた意見だと思いますので、水産庁へしっかり伝えます。

会　長　　よろしくをお願いします。

阿比留委員　　するめいかは一年魚なので、TACをやめていただきたい。

本多係長　　漁業者の皆さんから資源評価と浜の実態で乖離があるのではないかと、するめいかの資源評価の精度が低いという意見や不信感があり、TACから外すべきでないかと意見があるところです。いただいた意見は、水産庁へ伝えようと思います。

阿比留委員 産卵場所は東シナ海でそこだけ管理すればよいと思います。よろしくお願ひします。

会 長 他にご意見等ございませんか。  
ご意見等ないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」の採決をします。まず、11月25日付けで諮問のありました、「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 次に、12月10日付けで諮問のありました「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第4号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。  
続きまして、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
（諮問文朗読）  
なお、内容については、漁業振興課の担当が説明します。  
（漁業振興課より概要説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

松尾委員 漁獲可能量の算出方法を教えてください。

本多係長 漁獲可能量の基となっている資源量は国の水産研究・教育機構や各県にある水産試験場が必要なデータを提供しています。使っているデータは魚種によって異なります。基本となるのは漁獲量・漁獲実績と各県の試験研究機関が行う船を使った調査結果です。年齢やサイズ別の調査のような基礎的なデータを積み上げて、資源評価を行い、ABCというものを作ります。このABCに対して、資源毎に決められた、換算率をかけて、決められています。

松尾委員 どこで誰が決めるんですか。

本多係長 TAC 魚種については漁獲可能量が決められる前に水産庁が公開で開催する意見交換会、ステークホルダー会議があります。その中で、関係者の皆さんから意見を伺うことになっています。

松尾委員 資源量というのは漁獲量がベースの資源量という認識でよいでしょうか。

本多係長 「漁獲尾数」や「漁獲量」という指数もありますし、親魚の量の推計値、CPUE などの指標を使って、資源量を算出しています。

松尾委員 それはすべて漁獲量がベースになっているということですね。どの程度の精度で推計しているか今まで疑問だったので知りたい。しっかり資源量を計算しているという割には実際の資源量との差が大きいと感じます。

本多係長 資源毎に、公表されている資料があるので、そちらをご覧になった方がわかりやすいと思うので、委員会終了後にそのデータを送付しますがいかがでしょうか。

松尾委員 提供ください。もう一つ質問です。一年生の魚はどう計算するのか教えてください。

本多係長 するめいかで申し上げますと、日本国内や関係する国外の漁獲量のデータなど親魚の量の推計値を使って算出しています。するめいかの資料も委員会終了後に提供します。

松尾委員 ありがとうございます。

会 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見等ないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第5号議案については、原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。  
続きまして、第6号議案「対馬海区漁業調整委員会指示『遊漁のまき餌釣りに関する制限』の発出について」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 長崎県海面利用協議会会長から回答文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。  
(回答文朗読)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見等ございませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見等ないようですので、第6号議案「対馬海区漁業調整委員会指示『遊漁のまき餌釣りに関する制限』の発出について」は、指示原案のとおり対馬海区漁業調整委員会指示を発出することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第6号議案については、指示原案のとおり対馬海区漁業調整委員会指示を発出することに決定します。

続きまして、第7号議案 「対馬海区漁業調整委員会指示『あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りに係る遊漁案内行為の禁止』の発出について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 第6号議案と一括して、長崎県海面利用協議会会長より回答がなされておりますので、回答文の朗読は省略します。(事務局より説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 ご意見等ないようですので、第7号議案 「対馬海区漁業調整委員会指示『あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りに係る遊漁案内行為の禁止』の発出について」は、指示原案のとおり対馬海区漁業調整委員会指示を発出することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第7号議案については、指示原案のとおり対馬海区漁業調整委員会指示を発出することに決定します。

続きまして、第8号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読いたします。  
（諮問文朗読）  
なお、内容については、漁業振興課の担当が説明します。  
（漁業振興課より概要説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 （意見なし）

会 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 （意見なし）

会 長 ご意見等ないようですので、第8号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第8号議案については、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。  
以上で本日の議題は終了しました。  
続きまして、「その他」といたします。  
その他（1）「令和7管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分について」、事務局の説明を求めます。

事務局 内容については、漁業振興課の担当が説明します。  
（漁業振興課より概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

松尾委員 資料「まあじの漁獲可能量（TAC）に係る国の留保からの配分に関する合意結果（令和7管理年度1回目）」の大中型まき網漁業の「10,700トン」と資料「令和7管理年度におけるまあじの漁獲可能量（TAC）配分数量一覧表」の大臣枠の当初と1回目変更後の数量の差が合わないのですが、なぜですか。大臣枠には大中型まき網しかないと認識しているのですが。

本多係長 大臣枠には大中型まき網しかございません。資料「令和7管理年度におけるまあじの漁獲可能量（TAC）配分数量一覧表」の大臣枠の1回目変更後の数量については、確認して後日報告をいたします。

松尾委員	わかりました。ありがとうございます。
会 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	(意見等なし)
会 長	続きまして、その他(2)令和7管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容については、引き続き、漁業振興課の担当より説明をいたします。 (漁業振興課 概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見等なし)
会 長	委員の皆様、県から何かございませんか。
委員・事務局・県	(意見等なし)
会 長	それでは、以上をもちまして、第398回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。

(16時40分 終了)